

栃木県県土整備部キャリアアップシステム活用工事試行要領

Q&A

Q 1 建設キャリアアップシステム(CCUS)とはどのような制度か。

A 1 建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）とは、技能者の保有資格や社会保険加入状況などを業界横断的に登録・蓄積することにより、技能者の処遇改善や現場作業の効率化を図ることを目指す仕組みのことです。なお、CCUS を活用する場合は、要領によるほか、「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル（一般財団法人建設業振興基金）」等を参照し、適正に実施してください。
使用にあたっては、事業者登録、技能者登録等が必要となります。申請に数ヶ月要しますので、余裕をもった登録手続きをお願いします。

Q 2 CCUS 活用を希望したが目標基準を達成できなかった場合にペナルティはあるのか。

A 2 目標基準を達成できなかった場合でも工事成績評定での減点等のペナルティはありません。

Q 3 対象期間はどのように考えれば良いか。

A 3 現場作業のある日（事前測量を含む）を対象期間とします。
対象期間中は、毎月少なくとも1回の就業履歴（カードタッチ）が必要となります。

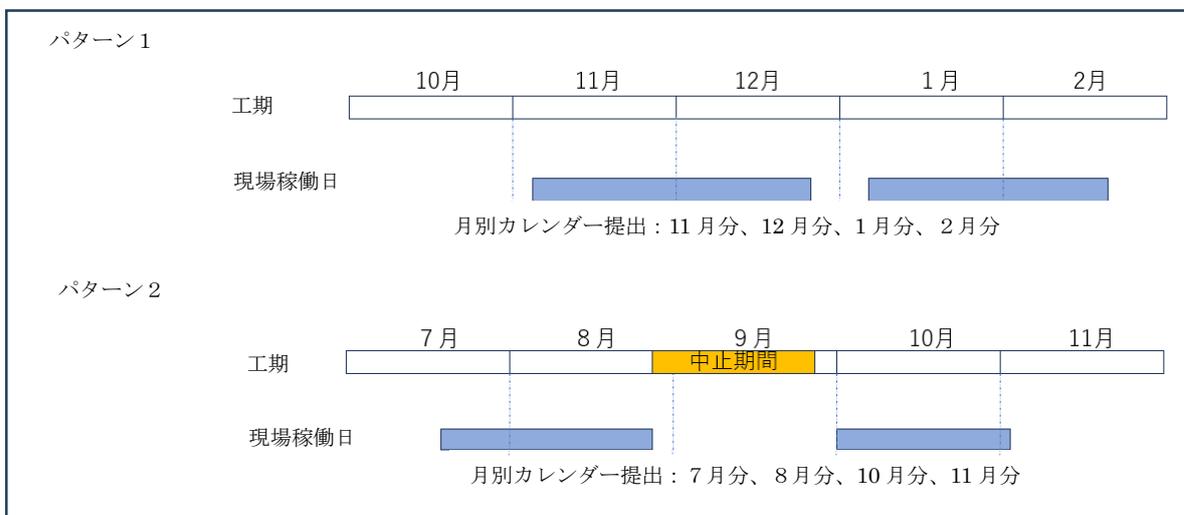
Q 4 目標基準の達成を確認するために、どのような書類を提出すればよいのか。

A 4 システムで出力される「就業履歴一覧（月別カレンダー）」を発注者へ提示してください。なお、手持ち資料の取扱いとし、提出は不要とします。なお、月別カレンダーは対象期間中の全月分を用意してください。

Q 5 工程表上の現場着手日は10月31日からであるが、実際の現場作業（起工測量等も含む）は、11月2日から行う。この場合でも、10月の就業履歴一覧（月別カレンダー）の提示は必要か。

A 5 その月に1日も現場作業が無い場合は、就業履歴蓄積（カードタッチ）の実施及び就業履歴一覧（月別カレンダー）の提示は不要となります。

今回の場合、対象期間（月別カレンダーの提示）は11月分からとなります。



Q 6 工事成績評定を省略する工事（請負金額500万円未満の工事等）や草刈り等の業務委託について、CCUSの活用はできるのか。また、CCUSを活用した場合は工事成績評定を行うのか。

A 6 工事成績評定を省略する工事についても打合せ簿の提出によりCCUSの活用は可能ですが、工事成績評定は行いません。したがって工事成績評定での加点もありません。草刈り等の業務委託については本要領の対象外となりますが、CCUSの活用を妨げるものではありません。

Q 7 工事全体の一時中止等、対象期間外に現場管理上必要な巡回パトロールや保守点検のため技能者が現場に従事した場合、CCUS活用実績として計上してよいか。

A 7 対象期間外に現場管理目的で技能者が就業した場合は目標値の算出には含めません。ただし、カードリーダーへのタッチ等、CCUS活用を妨げるものではありません。

Q 8 機器等の資材を工場製作した。工場製作期間は対象期間外となるが、搬入先の状況により現場設置まで期間が空いてしまった。この場合、工場製作から設置までの期間は対象期間となるか。

A 8 位置出しした日を除き、現場作業が全くない期間は対象期間外とします。

Q 9 カードリーダータッチ率等で指標算出対象となる技能者に現場代理人等の技術者は含まれるか。

A 9 現場代理人・主任技術者等の技術者は含みます。就業履歴の有無で判断してください。